

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

三重国民年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成3年3月まで

私は20歳の時は大学生であったが、母親が私の代わりに国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料も納めてくれていたので申立期間が未加入とされているのは納得できない。母親から、保険料は自宅に送られてきた納付書によりA銀行B支店で6か月分ずつ、4万5,000円程度を納めていたと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母親から、当時は郵便局で国民年金保険料を納付することができなかったため、A銀行B支店で納付していたと聞いたとしており、申立人の父親も、申立人の母親が同銀行同支店で納付していたことを記憶していると供述しているところ、当時申立人が居住していた市に照会した結果、申立期間当時は郵便局では現年度保険料を納付できなかったが、A銀行では納付できたとの回答があったことから、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立期間当時、申立人の家族の中で国民年金に加入している者は無く、申立人の母親が申立期間当時納付していたとする金額も当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間前に国民年金に任意加入していることから、任意加入に関する見識は十分あったものと考えられる上、申立人がその母親から聞いたとする国民年金への任意加入の経緯及び納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年3月まで

昭和44年2月に当時住み込みで働いていた叔母の家に国民年金保険料を集金に来ていた人から国民年金の説明を受けたので加入した。その際、集金人から未納分をさかのぼって納めれば年金を全額もらえると言われたので支払ったにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月に払い出されており、その直後の同年6月に昭和43年度分の国民年金保険料を過年度納付しているが、その時点では申立期間の保険料を過年度納付することも可能である上、申立期間が短期間であることや、先に時効により保険料を納付できなくなる期間であること等を勘案すると、申立期間の保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月16日から同年10月13日まで

社会保険庁の記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成14年4月16日となっているが、私は4月以降も同事業所に継続して勤務していた。給与明細書、勤務実績表等から同事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できると思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成14年4月1日から同年10月13日までの申立人に係る勤務実績表及び申立人から提出された同事業所における同年5月から同年10月までの給与明細書等から判断すると、申立人が同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年5月分から同年10月分までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成14年4月16日となっており、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って記入したとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 25 年 9 月 21 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 6 月から同年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 25 年 8 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 27 日から 25 年 9 月 21 日まで

A 社に勤めていた時に上司に誘われて B 社に転職したが、A 社の厚生年金保険の加入期間が 2 か月ということは無い。証明できる書類は何も無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人は A 社において昭和 24 年 6 月 27 日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、申立人はその後も勤務内容に変更は無く継続して同社に勤務しており、申立人よりも先に退職した同社の元上司に誘われて B 社に転職したと供述していること、及び当時の業務内容等を明確に記憶しており、その他の事情も勘案すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿及び社会保険庁が保管している申立人を含む複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳に記載のあった資格喪失日から、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、昭和 24 年 6 月 27 日と推認される。

しかし、当該被保険者台帳には、申立人の被保険者資格喪失後の昭和 24 年 10 月 1 日に標準報酬月額の改定がなされた記載が確認できる上、A 社の同僚 4 人についても申立人と同様の記載が確認できるほか、元上司の資格喪失日

は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の25年4月7日となっていることを踏まえると、同社に係る社会保険事務所の年金記録管理が適切に行われなかったと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立人の資格喪失日は昭和25年9月21日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳に記載された標準報酬月額の記録から、申立期間のうち昭和24年6月から同年9月までを5,000円、24年10月から25年8月までを7,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 584

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年10月27日から29年6月1日まで
② 昭和39年4月1日から40年1月4日まで

昭和27年にA社に入社し、会社が倒産した60年12月11日まで同社に継続して勤務していた。入社当時は同社C工場で勤務していたが、39年4月1日に同社B工場に転勤した。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録、申立人が所持している昭和39年度の夏季・冬季手当の辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年4月1日にA社C工場から同社B工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、元役員も保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社は昭和60年12月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えているものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和27年7月15日資格取得）から*番（昭和29年5月10日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から49年6月までの期間及び52年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から49年6月まで
② 昭和52年4月から61年3月まで

国民年金には、市役所の職員が自宅に来たので自分で加入手続をした。国民年金保険料は集金人に納付したか又は銀行の口座からの引き落しで納付していた。領収書はもらったかどうか覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、昭和49年7月23日に任意加入により被保険者資格を取得、52年4月1日に被保険者資格を喪失後は61年4月1日に第3号被保険者として資格を取得するまで国民年金に加入した記録は無く、この記録は社会保険庁の記録及び市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。このため、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間①及び②は合わせて18年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 52 年 1 月までの期間、54 年 3 月から 59 年 2 月までの期間、同年 6 月から 61 年 12 月までの期間、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 52 年 1 月まで
② 昭和 54 年 3 月から 59 年 2 月まで
③ 昭和 59 年 6 月から 61 年 12 月まで
④ 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

国民年金の加入手続は、父親が私の代わりにしたと思う。申立期間については、銀行の集金人や郵便局に父親が納付したのを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出された記号番号であり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 61 年 7 月以降に払い出されたものとみられるが、その時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 8 月に、同年 7 月から同年 12 月までの保険料は 63 年 2 月に納付されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等を踏まえると、62 年 8 月ごろから納付を開始したと考えるのが自然で

ある上、申立期間③及び④に挟まれた同年1月については納付済みとなっているが、これは、申立人が平成元年2月に厚生年金保険に加入したことに伴い、重複して納付されていた同年2月分の国民年金保険料について、同年4月に、その時点において時効直前であった昭和62年1月分の国民年金保険料に充当されたものであることから、充当されるまでは当該期間が未納であったことがうかがわれる。これらのことを踏まえると、申立期間③及び④についても、62年1月分の保険料が充当された時点で未納であったと考えても不自然ではないほか、申立人が国民年金保険料の納付を開始したとみられる62年8月の時点では、申立期間③の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間③のうち時効により保険料を納付できない期間を除いた期間及び申立期間④については過年度納付により納付することは可能であるものの、過年度納付された形跡は無く、申立人と同様にその父親が保険料を納付していたとする申立人の兄及びその姉についても、本人の国民年金手帳記号番号が払い出された年度より前の期間について過年度納付が行われた形跡は確認できない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 20 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 16 日から 40 年 9 月 2 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 20 日までの期間、同年 11 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 16 日から 40 年 9 月 2 日の期間について、脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無い。最後の事業所を結婚のために退職した後も働くつもりで公共職業安定所に求職申込みをしており、脱退手当金を請求するはずが無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月の前後に資格喪失した申立人を含む 4 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所で事務を担当していた同僚が「脱退手当金の受給手続は会社が行った。私も事務をしており、他の社員の脱退手当金の受給手続を行ったことがある。」と供述している。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険庁が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 1 月 21 日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 5 日から同年 4 月 11 日まで
② 昭和 54 年 5 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 12 月 3 日から 55 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 55 年 8 月 26 日から 57 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 5 月 21 日から同年 6 月 18 日まで

社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が申立期間①は 14 万 2,000 円、申立期間②は 15 万円、申立期間③は 18 万円、申立期間④は 16 万円及び 19 万円、申立期間⑤は 11 万 8,000 円となっているが、私の給与は 30 万円以下となったことは無く、厚生年金保険料も 2 万円以上払っていた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人が申立期間に勤務していた各事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間①から⑤までのそれぞれの期間に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点はみられず、各事業所における事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いを行ったとは考えられない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人が申立期間①から⑤に勤務していた各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と社

会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

加えて、企業年金連合会が保管している申立人の申立期間①及び②に係るA厚生年金基金の加入記録における標準報酬月額及びB社が保管している申立人の申立期間①に係る「厚生年金基金加入員資格取得確認及び標準給与決定通知書」に記載されている標準報酬月額は社会保険事務所の記録と一致している。

そのほか、申立期間について標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 46 年 12 月 31 日まで

私は、A社を結婚を理由に退職した。同社からは退職金として 7,000 円を現金で受け取った記憶はあるが、脱退手当金については、受け取った記憶が無い。脱退手当金の支給決定日は結婚式当日であったことから、脱退手当金は受け取れないと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 47 年 2 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日に結婚式を挙げ、その後新婚旅行に行っていたため、脱退手当金を受給する状況ではなかったと主張しているが、脱退手当金の支給決定日と実際の支給日とは必ずしも一致していたとは言えない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 588

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 8 年 11 月 1 日まで
申立期間に係る報酬はずっと 30 万円だったと思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の代表権のある取締役を務めていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 3 月 20 日の後の 11 年 8 月 3 日付けで、6 年 2 月から同年 6 月までの期間が 12 万 6,000 円に、同年 7 月から 7 年 9 月までの期間が 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 8 年 10 月までの期間が 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「標準報酬月額を減額することについて承知しており、同意もしていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月から 34 年 9 月まで
② 昭和 34 年 11 月から 35 年 10 月まで
③ 昭和 36 年 1 月から同年 4 月まで

申立期間①については、A社に勤めており、栈橋の杭打ちコンクリート作業をしていた。申立期間②については、B社に勤めており、市役所の講堂建築現場で作業していた。申立期間③については、C社に三交代制で勤めていた。申立期間について、厚生年金保険料を給料から引かれていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社D支店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間①にA社D支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 32 年 5 月 1 日資格取得）から*番（昭和 34 年 9 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年

金保険料の控除の状況についてB社E支店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間②にB社E支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和33年7月1日資格取得）から*番（昭和36年1月5日資格取得）まで調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間③にC社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、このうちの一人から「申立人とみられる者がいたことは覚えている。」との供述は得られたものの、勤務していた期間は明確でない上、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等も得られなかった。

さらに、申立人は、「C社に勤務していた当時、日雇いの都度、会社から手帳に印紙を貼られ割印を受けていた。」と供述しているため、申立人は日雇労働者健康保険の被保険者であったと推認されるが、日雇労働者は厚生年金保険法の適用除外に当たることから厚生年金保険被保険者ではなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和33年4月1日資格取得）から*番（昭和36年7月21日資格取得）まで調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月1日から同年7月15日まで
② 昭和32年8月30日から同年10月7日まで
③ 昭和33年3月30日から同年9月1日まで
④ 昭和33年9月1日から34年4月1日まで

A社とB社には、それぞれ交互に二度勤務したが、両社とも、最初に勤務した時の一部しか厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び③はA社で、申立期間②及び④はB社で働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人はA社に二度勤務していたと主張しているところ、同社における同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人が同社において二度勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①及び③当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間①及び③にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、同僚の一人については、本人が入社したとする時期の3か月後に厚生年金保険に加入しているこ

とから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び③について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間②及び④について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況をB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間②及び④当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間②及び④にB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、二人の同僚から、「入社後、2、3か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②及び④について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年11月1日まで
昭和36年4月からA事業所で働いていたが、38年8月25日に出産のため退社し、そのまま退職したので会社から退職に関する手続等を聞いておらず、分娩費、退職金、脱退手当金等を支給された覚えは無い。A事業所に勤務する前に働いていたB事業所の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は受給した記憶はあるが、A事業所で働いた期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の勤務先であるB事業所の厚生年金保険被保険者期間については申立期間以前に脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金が支給された記録は無く、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所において資格喪失した後に脱退手当金の支給記録がある同僚には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるものの、申立人は「脱」の表示が無い。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認めることはできない。